

平成26年度 生活交通ネットワーク計画  
【地域内フィーダー系統確保維持事業】

平成25年6月 日

(名称) 田原本町地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 石本 孝男

## 0. 生活交通ネットワーク計画の名称

田原本町地域内フィーダー系統確保維持計画  
(あいのりタクシー運行事業)

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田原本町では郊外の多くの地域が公共交通不便地域にあたり、これらの地域では日常の交通手段は自家用自動車を中心となっている。多くの高齢者は日々の生活において徒歩や自転車、家族による送迎に頼らざるを得ない状況にあり、買い物や通院、お出かけの際の交通アクセスに不便を来している。また、まちの構造も自動車に対応したものとなり、商業施設や医療機関等は町の中心部や自動車が利用しやすい郊外の国道や県道沿いに立地されるようになり、結果として、昔ながらの商店が立ち並ぶ近鉄橿原線田原本駅周辺の市街地では来訪者が減少し、さらに地区住民の高齢化も相まって活力が低下している。

こうした背景から、公共交通不便地域から駅周辺地域や町の中心地へのアクセス利便性向上と高齢者等、いわゆる交通弱者に対する移動手段の確保を図る必要があります。そうしたことから、「高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援（移動手段の確保）」「公共交通と連携した、まちづくりによる地域活性化」の方針に基づきデマンド型のあいのりタクシー「ももたろう号」事業を実施しており、これまでに一定の利用者数と町民の理解が得られている。

そこで、田原本町では、あいのりタクシーの必要性が今後もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として取り組んでいく考えである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

あいのりタクシー「ももたろう号」の利用者数 20.0人/日以上を目指す。

※平成24年度実績 利用者数 17.5人/日

## (2) 事業の効果

利用者数を20人/日以上を目指すことで、公共交通不便地域と近鉄橿原線や町の中心部とを結ぶ移動手段が維持確保され、高齢者をはじめとする町民の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらに、町の中心部への来訪者数が増加することによって地域の活性化が図られる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送  
予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

■あいのりタクシーももたろう号の事業概要

①運行エリア

田原本町内全域

②乗降場所（別紙1参照）

停留所：各自治会に設置（自治会の大きさに応じて複数ヵ所設置）

目的地：商業施設、医療施設、公共施設、町内の鉄道駅等

③運行日

月曜日から金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始は運休）

④運行時間帯及び回数

午前9時から10時台まで 1時間に2便

午前11時から午後5時台まで 1時間に1便

毎時00分 田原本駅前広場出発（※全時間帯、予約がなければ運行しない）

⑤料金

種別	料金（1回乗車）	備考
大人	300円	
小学生	150円	
小学生未満	無料	保護者同伴

⑥運送予定者

西村タクシー有限公司

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回  
以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

（地域内フィーダー系統のため記載なし）

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ず  
る生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

（地域内フィーダー系統のため記載なし）

<b>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
<b>8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(車両の取得を行わないため記載なし)
<b>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>
(車両の取得を行わないため記載なし)
<b>10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(車両の取得を行わないため記載なし)
<b>11. 協議会の開催状況と主な議論</b>
平成24年12月21日(金)に開催した田原本町地域公共交通活性化協議会にて協議 平成25年6月24日(月)に開催した田原本町地域公共交通活性化協議会にて(承認)
<b>12. 利用者等の意見の反映</b>
田原本町地域公共交通活性化協議会において構成員である地元代表者(田原本町自治連合会、田原本町老人クラブ連合会、田原本町地域婦人団体連絡協議会)の意見を反映

13. 協議会メンバーの構成員

平成25年度 田原本町地域公共交通活性化協議会メンバーの構成員

氏名	所属	肩書	
石本 孝男	田原本町	副町長	第1号の委員 法第6条第2項
松田 明	田原本町総務部	部長	
持田 尚顕	田原本町総務部	参事	
平井 洋一	田原本町住民福祉部	部長	
福岡 伸卓	田原本町産業建設部	部長	
福嶋 博	近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部企画統括部	営業企画部長	第2号の委員 法第6条第2項
川邊 経恭	奈良交通(株)自動車事業本部乗合事業部	部長	
吾妻 孝義	奈良県タクシー協会	専務理事	
葛本 真	奈良県タクシー協会磯城郡支部	代表	
西本 光良	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事	
大西 秀樹	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	第3号の委員 法第6条第2項
森井 基容	田原本町自治連合会	会長	
山田 至完	田原本町商工会	会長	
鈴木 幸兵	田原本町観光協会	会長	
松田 和弘	田原本町老人クラブ連合会	会長	
北浦 佐多子	田原本町地域婦人団体連絡協議会	会長	
中西 秀和	田原本駅西地区まちづくり協議会	理事長	
奥谷 泰造	国保中央病院	事務部長	
阪部 光雄	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	
村上 強志	奈良県県土マネジメント部地域交通課	課長	
増田 哲司	奈良県県土マネジメント部桜井土木事務所	所長	
丸山 正吾	田原本警察署	署長	

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの別	確保維持事業に 要する国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 6 「補助対象の基準」)					
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間 幹線系統等と接続確保策	基準二で該 当する要件			
奈良県 田原本町	西村タクシー 有限会社	田原本町内	地域内 フィーダー	2,153.5	②(2)	地域間幹線系統の近鉄橿 原線と接続(田原本駅、笠 縫駅を目的地として運行)	③			
合 計				2,153						

(注)

- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの別	確保維持事業に 要する国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 6 「補助対象の基準」)					
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間 幹線系統等と接続確保策	基準二で該 当する要件			
奈良県 田原本町	西村タクシー 有限会社	田原本町内	地域内 フィーダー	2,153.5	②(2)	地域間幹線系統の近鉄橿 原線と接続(田原本駅、笠 縫駅を目的地として運行)	③			
合 計				2,153						

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
  2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
  3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 ／地域内 フィーダーの別	確保維持事業に 要する国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表 6 「補助対象の基準」)					
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象地域間 幹線系統等と接続確保策	基準二で該 当する要件			
奈良県 田原本町	西村タクシー 有限会社	田原本町内	地域内 フィーダー	2,153.5	②(2)	地域間幹線系統の近鉄橿 原線と接続(田原本駅、笠 縫駅を目的地として運行)	③			
合 計				2,153						

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
  2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
  3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	西村タクシー有限公司	平成26年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要 (平成23年10月1日～平成24年9月30日)

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,154 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,154 千円
	営業費用	6,704 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	6,704 千円
	営業損益	5,550 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	5,550 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	1,642	経常収支率	17.21 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4,082 円 82 銭	2,624 円 29 銭	2,624 円 29 銭	702 円 80 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合 (平成25年10月1日～平成26年9月30日)

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ラ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
南近畿	1	田原本町内	近鉄田原本駅	田原本町	近鉄田原本駅	244 日	2,242 回	1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	2,242.0 時間
						日	回	時間	時間	時間	時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間	
合計		系統					1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,242 時間	



補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南近畿	1	5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.0 千円	8,090 千円	2,153 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
南近畿	1	7,578,005 円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		7,578,005 円	5,425,005 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%							

- (1) 記載要領
- 補助ブロック名、の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
  - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
  - 補助対象期間の前々年度の保有車両台数、の欄は、事業者が保有する車両台数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するに当たって必要な車両台数を記載すること。
  - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 1回当たりサービス提供時間、(リ)欄については、[(1回当たり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)]により算出すること。
  - 1回当たりサービス提供時間、補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間、及び市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間、は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
  - 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は、(ヌ)に記載すること。
  - 補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(リ)については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 計画サービス提供時間、は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 補助対象経費、の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
  - 補助対象経費の1/2、の欄は、系統ごとに千円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 国庫補助上限額、の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
  - 補助対象期間の前々年度の損益状況、の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
  - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行をしなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその事業に従事している時間は含まない。
  - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実運行時間は実運行時間として差し支えない。なお、回送運送中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
  - 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す(もしくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい)。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	西村タクシー有限公司	平成27年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要(平成23年10月1日~平成24年9月30日)

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,154 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,154 千円
	営業費用	6,704 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	6,704 千円
	営業損益	5,550 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	5,550 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1	補助対象期間 の前々年度の 1台あたりサー ビス提供時間 (ニ)	1,642		経常収支率	17.21 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり 経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$		地域時間当たり 標準経常費用 ヘ		時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない 額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
南近畿	4,082 円	82 銭	2,624 円	29 銭	2,624 円	702 円
	円	銭	円	銭	円	銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合(平成26年10月1日~平成27年9月30日)

補助ブ ロック名	申請 番号	運 行 系 統 名	運行系統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	1 回 当 り サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の う ち 補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	リ の う ち 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 に 係 る サ ー ビ ス 提 供 時 間	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 れ 部 分 及 び 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 れ 部 分 以 外 の サ ー ビ ス 提 供 時 間 の 比 率  (リ - (ヌ+ル)) ÷ リ = ラ	計 画 サ ー ビ ス 提 供 時 間  ワ
			発 地	営 業 区 域	着 地							
南近畿	1	田原本 町内	近鉄田 原本駅	田原本 町	近鉄田 原本駅	242 日	2,242 回	1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	2,242.0 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統						1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2242.0 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南近畿	1	5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.0 千円	8,090 千円	2,153 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合															
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要							
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合								
南近畿	1	7,578,005 円																	
		円																	
		円																	
		円																	
合計		7,578,005 円	5,425,005 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%						

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
  - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
  - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するに当たって必要な車両台数を記載すること。
  - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、[(1回当たり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日当たり運行回数)]により算出すること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」(ロ欄)、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
  - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
  - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
  - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行をしなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその事業に従事している時間は含まない。
  - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運送中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
  - 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	西村タクシー有限公司	平成28年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要 (平成23年10月1日～平成24年9月30日)

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,154 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,154 千円
	営業費用	6,704 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	6,704 千円
営業損益	5,550 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	5,550 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	1	補助対象期間 の前々年度の 1台当たりサー ビス提供時間 (ニ)	1,642		経常収支率	17.21 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり 経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$		地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少 ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
南近畿	4,082 円	82 銭	2,624 円 29 銭	2,624 円 29 銭	702 円 80 銭
	円	銭	円	円	円

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合 (平成27年10月1日～平成28年9月30日)

補助ブ ロック名	申請 番号	運 行 系 統 名	運行系統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数	1 回 当 た り サー ビ ス 提 供 時 間	リ の う ち 補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 に 係 る サー ビ ス 提 供 時 間	リ の う ち 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 入 部 分 に 係 る サー ビ ス 提 供 時 間	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 り 入 れ 部 分 及 び 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 市 区 町 村 外 乗 り 入 れ 部 分 以 外 の サー ビ ス 提 供 時 間 の 比 率	計 画 サー ビ ス 提 供 時 間
			発地	営業 区域	着地							
南近畿	1	田原本 町内	近鉄田 原本駅	田原本 町	近鉄田 原本駅	244 日	2,242 回	1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100%	2,242.0 時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
						日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統						1.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2242.0 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はツのうちいずれか少ないほうの額) ム
南近畿	1	5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.5 千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,883,658 円	1,575,677 円	4,307,981 円	4,307,981 円	4,307 千円	2,153.0 千円	8,090 千円	2,153 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	7,578,005 円												
		円												
		円												
合計		7,578,005 円	5,425,005 円	円	%	円	%	円	%	円	%			

- (1) 記載要領
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
  - 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
  - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
  - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
  - 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するに当たって必要な車両台数を記載すること。
  - 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
  - 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
  - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、[(1回当たり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日当たり運行回数)]により算出すること。
  - 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
  - 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
  - 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
  - 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
  - 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
  - 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
  - 「サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
  - 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行をしなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその事業に従事している時間は含まない。
  - 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運送中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり、乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
  - 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	田原本町
------	------

	人 口
人口集中地区以外	13,677 人 (H22 国勢調査)
交通不便地域	7,712 人 (H25.3 月末住民基本台帳)

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
西井上	121	局長指定
東井上	176	同上
平田	93	同上
大木	165	同上
西大木	200	同上
伊与戸	150	同上
笠形	155	同上
蔵堂	170	同上
為川南	99	同上
為川北	42	同上
金澤	247	同上
法貴寺	708	同上
八田	429	同上
唐古	280	同上
鍵	366	同上
小阪	1,101	同上
大安寺	361	同上
西大安寺	93	同上
笠形第一	371	同上
新阪手	190	同上
阿部田	244	同上
味間	709	同上
佐味	369	同上
大網	330	同上
金剛寺	77	同上
満田	268	同上
平野	198	同上
計	7,712	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合には、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

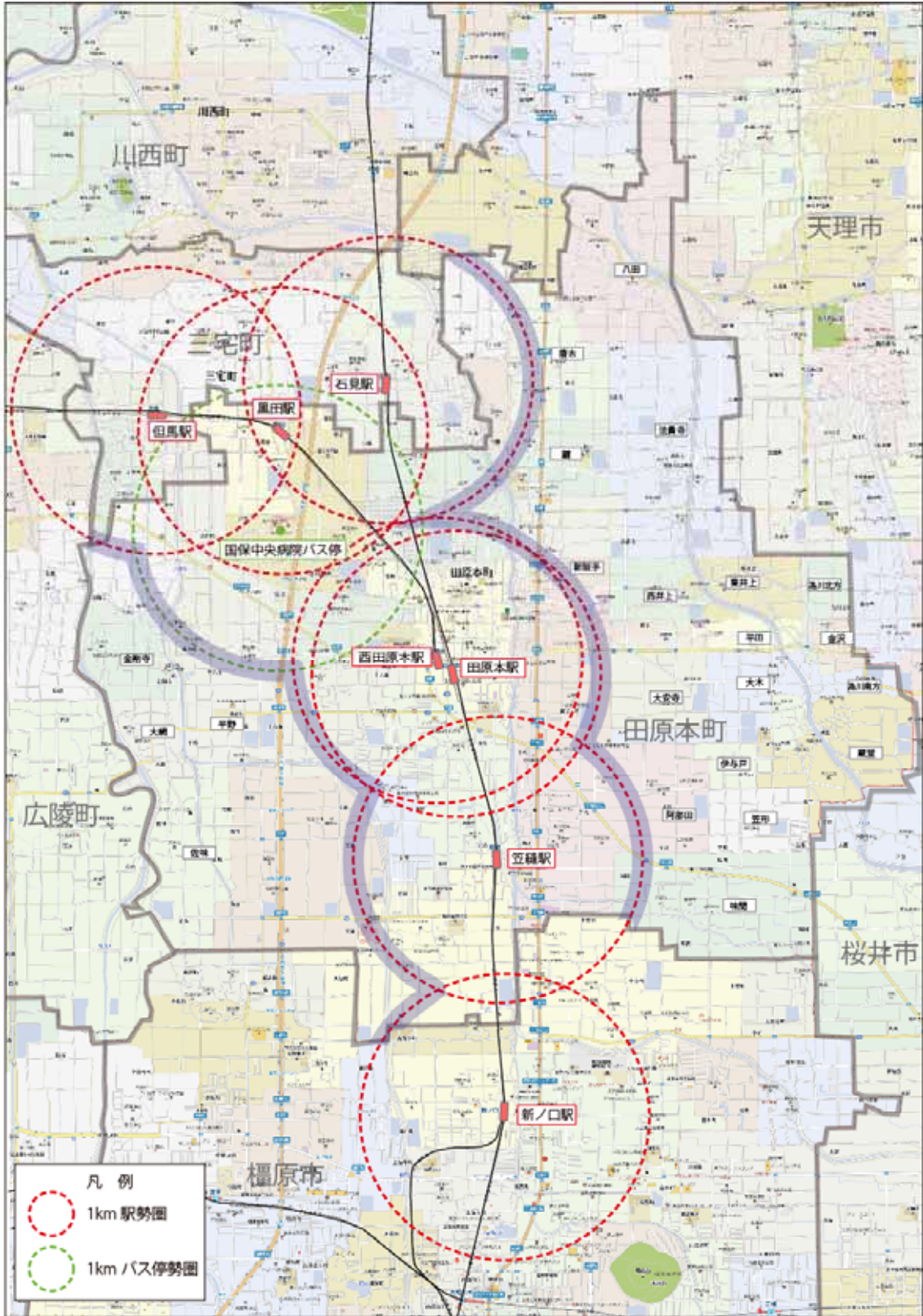
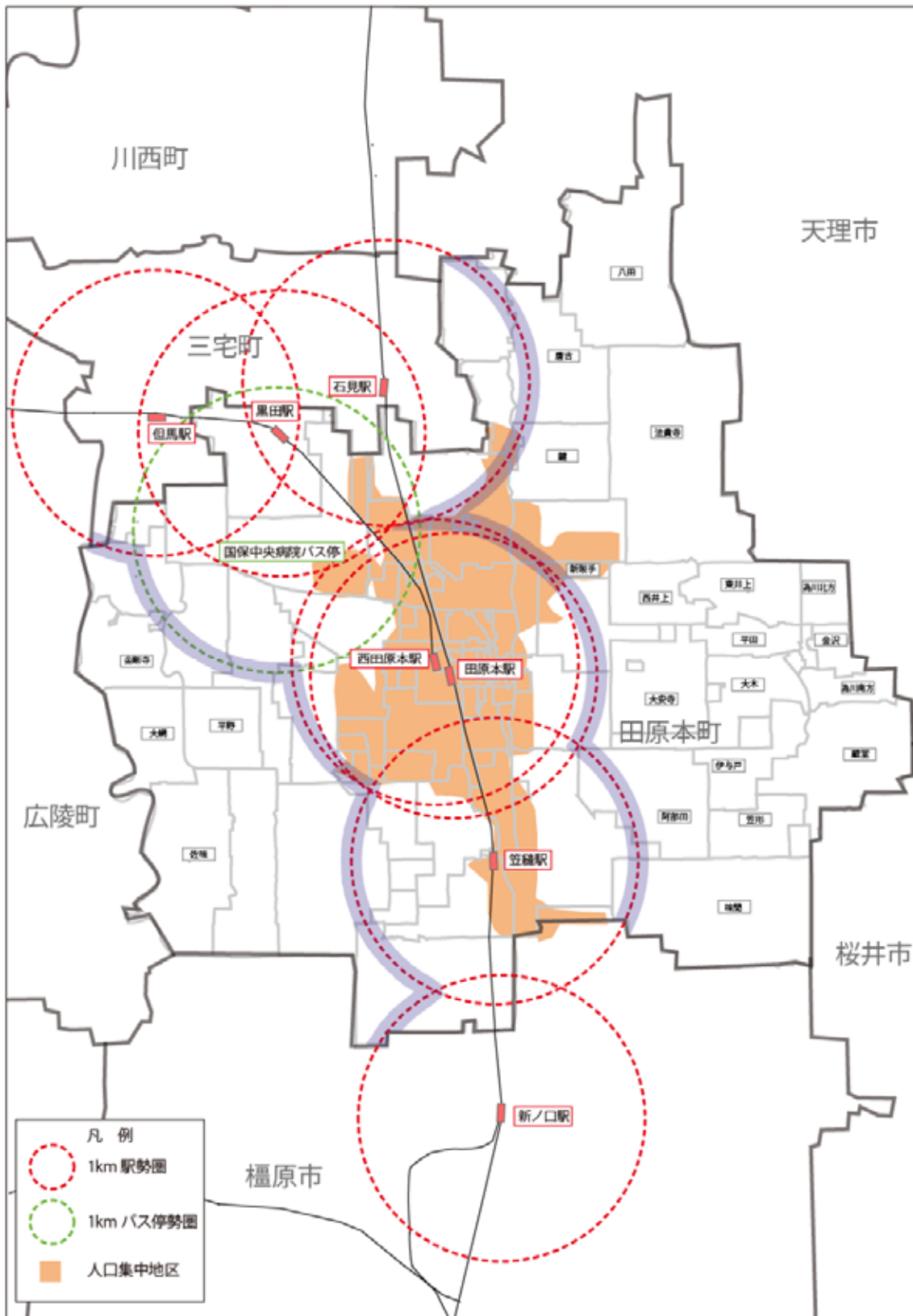


図 駅・バス停 1km 勢圏と交通不便地域





※人口集中地区：平成 22 年国勢調査結果

図 駅・バス停 1km 勢圏と人口集中地区

### 目的地・自治会停留所（自治会からの推薦）

